

令和2年度 第2回鶴岡市環境審議会（会議録・会議概要）

- 日 時 令和2年12月14日 午後2時から
- 会 場 鶴岡市役所 別棟2号館 21号会議室
- 次 第
協議
 - (1) 鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドラインの改正について
 - (2) (仮称)三瀬矢引風力発電事業に係る環境影響評価方法書について風力発電について
- 出席委員
俵谷圭太郎（会長）、佐藤司（副会長）、平山明由、小谷卓、後藤重勝、笠井史宏、笹渕健市、菅原眞一、平親義、山本益生、五十嵐正直、伊藤淳、菅原勝、阿部勝樹、水野重紀
- 欠席委員
古山隆
- 市側出席職員
市民部長 五十嵐浩一、市民部環境課長 佐藤尚子、同課長補佐 藤澤実、
同環境専門員 芳賀俊郎、同専門員 井上崇
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 4人

○ 会議録

【1. 開会】	<p>只今から、「令和2年度第2回鶴岡市環境審議会」を開催いたします。</p>
佐藤課長	
【2. あいさつ】	<p>鶴岡市環境審議会会長を務めます、俵谷でございます。</p>
俵谷会長	<p>審議会を開催するにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。 本日は年末のご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、本審議会の運営に関しまして、委員の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。</p>
	<p>さて、鶴岡市においても新型コロナウイルスの感染者が報告されるなど、連日のように第3波の報道がされ、医療機関のひっ迫が心配されるところでございます。本日も会場に入る前の消毒や検温をお願いするとともに、事業者による説明もリモートで行うなど、できるだけ感染リスクを低減しながら、開催することとしておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。</p>
	<p>また、環境に関する話題といたしましては、10月26日の菅首相の所信表明演説における、「2050年温室効果ガス排出ゼロ」宣言により、日本国内においても脱炭素化の動きが一層活発化していくものと思われま。</p>
	<p>本日は再生可能エネルギーの導入に関連する事項となりますが、「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」の改正について、「(仮称)三瀬矢引風力発電事業」における環境影響評価方法書の2点について、皆様からご意見をお伺いしたいと考えております。</p>
	<p>本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p>
市民部長	<p>皆様、こんにちは。第2回環境審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p>
	<p>委員の皆様には、ご多用のところ、また悪天候にも関わらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。皆様には環境行政のみならず、市政全般にわたりご支援ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p>
	<p>先ほど俵屋会長のご挨拶にもありましたが、菅首相の「ゼロカーボン」宣言によりまして、国内では脱炭素化に向けた取組への注目が高まっております。法制化も検討されている状況でございます。</p>
	<p>本市におきましても、環境基本計画に基づき、地球環境の保全や、持続可能な循環型社会の推進など5つの目標を掲げたなかで、ほとりあの活動また環境フェアなどを通して環境学習事業を取り組むとともに、再生可能エネルギー設備普及促進事業などに取り組みを行ってまいりました。</p>
	<p>今後は、さらにゼロカーボン社会の実現に向けた、積極的な取り組みが必須</p>

<p>審議会成立要件 事務局</p>	<p>となると思われるところであります。</p> <p>本日はご案内の通り、「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」の改正と、計画されております「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業」における環境影響評価方法書についてご意見を頂戴したいと考えております。</p> <p>脱炭素化の取り組みにおいて、風力発電などの再生可能エネルギーの導入推進が求められておりますけれども、その事業化につきましては、自然環境や生活環境への負荷が少なく、地域との合意形成をもとに進められるものでなければならぬと考えております。</p> <p>先日山形県においても、次期エネルギープログラム策定委員会におきまして、最終的に知事が事業を認定する仕組みを検討するという考えを示されたところであります。本市としても、地元自治体の意見を反映する仕組み作りについて、県と連携して取り組む必要があると考えておりますけれども、まずはこのガイドラインによって本市の貴重な自然環境・景観・生活文化に大きな影響を与える可能性のある事業について、宣言をするという意思表示を行い、あわせて計画を進める段階でより丁寧な住民説明、合意を求めてまいりたいと考えております。また「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業」につきましては、今後行われる、環境影響評価の調査に先立ち、調査方法などが記載されている方法書について事業者から直接ご説明をいただくこととしておりますので、委員の皆様からご意見をいただき、自然環境、歴史文化と調和した再生可能エネルギーの導入につなげてまいりたいと考えて思います。</p> <p>なお、次期環境基本計画の進捗でございますが、去る9月の第1回審議会で方針を説明させていただいておりますが、現在、市民の皆様や事業者に対して行ったアンケート調査の整理分析を行っておりますので、その内容や計画のご思案については後日、お示しをさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日はよろしくお願いたします。</p> <p>環境審議会条例第6条第2項により、「審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない」とされています。</p> <p>現在、審議会は委員16名中、15名のご出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを報告します。</p>
<p>【3. 協議】 (1) 風力発電ガイドライン 佐藤課長</p>	<p>これより、「3. 報告」に入ります。</p> <p>ここからは、審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会議の議長を会長にお願いいたします。</p>

俵谷会長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>委員の皆様のご意見をいただきますよう、また、議事進行にご協力いただきますよう、お願いします。</p> <p>「(1) 鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」の改正について事務局説明をどうぞ。</p>
事務局	<p>説明（内容は、資料のとおり）</p>
俵谷会長	<p>ただ今の説明についてご質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>このガイドラインについてどこまでのことを表現、内容として入れていいのか分からないのですが、例えば制限対象区域については「望まない地域に」と先ほどご説明あったわけですが、ということは、ここにある（記載の）地域でも「望む地域」であればいいということですか。</p> <p>それから、三瀬地区でいうと、国の天然記念物が含まれていることが考えられるわけですが、こういうことについては個別に望む・望まないで決めていくというような、ガイドラインでいいということですか。</p> <p>2つ目は、3ページの災害防止（10）についてですが、ここには雨水等による土砂流出や土砂災害警戒区域及び急傾斜地とありますが、いわゆる土砂災害の関連の災害だけをここでは言えばいいのか、もっと他のことも含めてもいいのか。気になっているのは、例えばこの地域だと雷が多かったり、風が強かったりするわけですが、そういった雷や強風竜巻等での風車がらみの災害は考えられなくはない訳ですが、そういうことは含まなくても当然だという考えでいいのか。</p> <p>それから4ページの7番。設置後の維持管理等について、最終的には（4）で廃止したときはとあるのですが、ここでは「やめた」となった時に破壊した環境の回復についてはここでは述べてはいけないうことなのかどうなのか、読んでいて分からなかったので説明してください。</p>
事務局	<p>はじめに制限区域と望む地域があった場合ということで、望む地域があれば実施していいのかという事ですが、先ほどご指摘のあったように三瀬地区には気比神社社叢ということで、国指定の社叢があります。後程、JREさんからも説明があるかと思いますが、そういった文化財などについては地域が望んだとしても環境アセスの中でそこは保護していくこととなり、影響を回避することの可否が進められるのかが決まってくると考えております。</p> <p>2番目の災害防止ということで雷や強風というお話がございましたが、こちらの方も別の基準と言いますか、風車設置をするにあたっての風車そのものの審査基準がございまして、そちらの方で雷や強風に対する基準が定められております。それができなければ国の許可も下りないという所で担保できると考</p>

	<p>えております。</p> <p>最後に事業が終わった後の原状復帰についてですが、風力発電は基本的に山林で行うことが多く、山林の開発許可を得るにあたっては原状復帰をすることがまずは許可条件となっておりますので、基本的には原状復帰、原状回復をして事業が撤収されると考えております。その撤去費用についても、現在法律で積み立てをするということになっており、その積立についても国への報告が義務づけられておりますので、撤去費用なり原状復帰についてもある程度担保はされていると考えております。</p>
委員	つまり、あえてここに書かなくても大丈夫ということですね。
事務局	そのような認識で考えております。
委員	<p>今の質問と関連するかと思いますが、1 ページの制限対象区域について、500 m よりも標高が高くなっている所のブナ帯に一度伐採が入ると自然回復というのは、ほぼ困難な状態ということは、いろんなところで発表されております。ブナは本当にみずがめだけでなく、生態系の一番の基礎になっていることでもありますので、制限対象区域の中に 500m 以上のブナ帯というのをぜひ入れるべきだと思います。この度のガイドラインについては、景観がほとんどメインで改定されているようですが、鶴岡市には自然の生態系、自然環境、非常に良い生態系が幸いにいっぱい残っておりますので、一度壊されると大変です。ちょっと考えると風車の立っている位置だけが問題になるようですが、それにヤードとそこに資材を運ぶ道路が非常に問題になってくる。土砂崩壊や、生態系の分断がありますので、自然環境が優れたい、いわゆる多様性の大きな生態系のある地域には私は作ってほしくないと思います。</p> <p>それから 3 ページについて、今、集中豪雨とかいろんな自然災害、想定外のことが多く起きています。風の強い所は峯沿いで、しかもその下には河川がかなりあるわけですが、それが想定できないような災害に発展する可能性があるもので、それを事業者側にどこまで要求できるのか、ぜひそれらを勘案して進めていただきたいと思います。</p> <p>規制するのは鶴岡市でここはだめだということを業者にきちっと言えるものが必要ではないか。環境アセス法が規制法ではないものですから、その辺の問題もあると思いますが、要望と質問よろしく願います。</p>
事務局	<p>1 点目の 500 以上のブナ帯も制限対象区域に加えるべきというご指摘ですが、事務局で持ち帰って検討いたします。</p> <p>2 つめの土砂災害、河川への影響、ヤードや搬入路も含めて考えられるとのご指摘でした。基本的には環境アセスメントの中でこういったことが起こらないように配慮していただくというところが、メインになってくるかと思えます</p>

	<p>が、市としてもこういったものに対しては、きちんと市の意見として県にあげ、県の方から事業者に伝えていただくなどしていきたいと考えております。また、このことについてどういった書き方ができるかについて検討いたします。</p> <p>3つ目、規制法として市として対応すべきではないのかというご意見ですが、例えばほかの自治体で、風力発電や太陽光発電に特化した条例や景観条例で対応している例もあるようです。こちらについても、今後どのようなものが鶴岡市にあうのかを他の自治体の例を参考にしながら検討してまいります。</p> <p>委員 1 ページの (3) 制限対象区域ですが、制限という言葉がちょっと分かりにくい。例えば3基から1基に減らせば制限と言ってしまう可能性もあるので、いっそのこと甚大な影響を与える恐れのある区域については設置を認めないと強行的な言い方はできないか、と思いました。</p> <p>次に4番。設置等に当たっての事業者が遵守すべき基準という所に一つの意見として、1000kw以上の場合には自主アセスを義務付けてはどうかというのがあります。1000kw以上の場合には日本風力発電協会が自主アセスを行うことが望ましいと表現がある。山形県でもそういう指導はしているのですが、鶴岡市でもガイドラインで1000kw以上の場合には自主アセスを行う事と明言してはどうかというのが一つの意見です。</p> <p>次ですが、今回直した部分5番設置等に当たっての調整手順(2)からの部分ですが、事業者は風況調査開始前、又は環境アセスメント手続き開始6か月前までと直していただいたのですが、これだと風況調査開始前か環境アセスメント手続き開始6か月前のどちらでも良いと思われてしまうのかなど。だとすると今回の出羽三山の風力発電についても風況調査開始前だったからいいでしょと屁理屈を言われてしまう可能性があるのでは、開始前又はアセスメント手続き開始6か月前のいずれか早い方、もしくはアセスメント手続きを行う場合にあっては、その6か月前というような表現にしてはいかがでしょうか。</p> <p>あと、フォトモンタージュの部分なのですが、フォトモンタージュ法を用いた予測図、ここが6か月以前で可能かどうかという事に疑問があるところです。今回のJREさんの矢引についても実際に三瀬地区からみたフォトモンタージュがまだ出てきていない状況になっています。だとすると現実的ではないのかなと思いました。</p> <p>最後、全体的なことで、違反した場合の記載がない。先ほど強制力はないということでしたが、それでは守らなくていいのかとなってしまうので、違反した場合には、例えば事業者名を公表することができる、としておいたらどうかという意見です。</p> <p>事務局 1点目の「制限」をという所を「認めない」ともっと強い表現にしたらどうか、という事ですが、こちらにつきましては検討させていただきます。</p> <p>1000kw以上のものにつきましては、10ページの付表の※19のところ</p>
--	--

	<p>1000kw以上という記載があって、そちらに先ほどご紹介いただいた風力発電協会の自主アセスのガイドブックについて記載しています。こちらについては県の方でも明記・指導しているという事でしたので、こちらの方も検討してまいります。</p> <p>3点目、風況調査前とアセス6か月前について、いずれか早い方と記載しないと伝わらないという事でしたので、こちらについては修正いたします。</p> <p>4点目、フォトモンタージュが6か月前にでてくるのか、という事については、こちらとしては住民説明会の中で、できるだけフォトモンタージュを示していただきながら説明をしていただきたいと思いますと考えておりますが、その時期については6か月前に行う住民説明会を出していただけるのかどうか、例えば6か月前までは事業規模なり事業の想定区域を出していただく。その次の段階でフォトモンタージュが出てくるといふ所もあるかと思えます。今も三瀬矢引の件で住民説明会を行っており、そこでもフォトモンタージュはないのかという質問が必ず出てくるものですから、アセスの中では調査が終わって、準備書という方法書の次の段階に出てくるべきものというような感じがございますが、それよりも早い段階で事業者にはフォトモンタージュを作って示していただきたいという所がありましたので、こちらの表現については、こちらとしては、早めに提示していただくように指導はしていきたいという考えではあるので、記載の方法は検討させていただきたいと思えます。</p> <p>最後、守られなかったとき、遵守されなかったときの対応として、事業者名を公表すると、この件については、ほかの自治体の条例でもよく目にするところではあります。それがこのガイドラインにおいても有効なのかなど、こちらでも調査・検討してまいります。</p>
委員	<p>1ページの3制限対象区域の所ですが、この文章からいくと景観形成に甚大な影響を与える恐れのある区域については風力発電設置を制限するという表現になっていますが、それでは甚大な影響がない場合は認める場合もあるのか、ととらえかねないと思うのです。今回の羽黒山の問題も、その部分がはっきりしなくて、地域に指定してなかったようなところがあったのですが、対象区域の制限ということは史跡のあるところにはそもそも風力発電は建設しないという事をうたった方がいいのではないかと。基本的にこういう地域には認めないという事を主旨としてはっきりさせた方がいいのではないかと。思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見頂戴した通り、曖昧になっている事について、記載の方法なり、削除した方が良いかを検討いたします。</p>
委員	<p>今回の（出羽三山地域）の計画は企業側で撤回されたわけですが、同様の地域で風況調査を行っている事業者があると聞いたのですが、その辺の情</p>

<p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>俵屋会長</p>	<p>報は市の方で把握していますか。どのような状況なのか教えてください。</p> <p>櫛引の天狗森において昨年の9月から風況調査を行っている状況です。風況については詳しくは聞いていませんが、今回の撤退の件もあったので、市の方からはその事業者に事業化しないでいただきたいと申し入れをしております。</p> <p>1点確認いたしますが、(風力発電施設の)設置に係る住民説明については、事業想定区域から2km以内に含まれる自治体、住民及び周辺地権者と記載がありますが、それに対して住民同意については住民が属する自治体組織ということによいのか、それとも、「住民等」という言い方をしているので、半径2km以内の住民説明会を行ったすべてから同意を取りなさいという意味なのか教えていただきたい。</p> <p>こちらにつきましては、住民自治組織、自治会から書面により同意書を受けてくださいと考えております。地権者については、必ず契約を結ばないと事業は進まないの、そこで同意は担保が取れているのではと考えております。</p> <p>範囲としては2km以内すべてでしょうか。2km以内に例えばA地区B地区C地区と2kmの円を描いたときに、そこに含まれる自治会に対しては少なくとも説明が必要とおもいますが、その自治会から同意が必要だという意味で良いのですか。</p> <p>はい。そのとおりです。</p> <p>他に質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、これをもって風力発電ガイドラインに関する協議を終わりたいと思います。</p> <p>委員の皆様から出されたご意見については、事務局において精査していただき、ガイドラインの改正に反映させていただきます。</p> <p>次の協議案件につきましては、事業者とオンラインにより説明と質疑を行う事としております。オンライン環境の準備のため、ここで10分間の休憩に入ります。</p> <p>審議会は、3時10分より再開いたします。</p>
<p>(2)「(仮称)三瀬地区矢引風力発電事業環境影響評価方法書」</p>	

俵谷会長	<p>それでは次の協議に入ります。</p> <p>(2)「(仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価方法書」について本日は事業者である「ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社」(JRE)よりリモートにより説明いただきます。よろしく申し上げます。</p>
JRE	説明 (内容は、資料のとおり)
俵屋会長	ただ今の説明についてご質問がございましたらお願いいたします。
委員	<p>植物の調査で 31 ページに任意観察調査ということで、任意ルート調査時期 4 季、早春とありますが、何月何日ころ上旬下旬等なのかをお聞きしたい。というのは、拠点の 13、紺色のプロットされた調査地図の北側南側は、特に日本にしかないコシノコバイモの対岸丘陵の東側で最北の生息地です。高速道路が少し下に歪んでいますが、これは、国交省さんで高速道路を作るときに申し上げて、10m くらい南の方に下げてもらった経緯があります。これがちょうど 34 ページのオレンジの線の一番下の所に当たります。早春といっても雪が消えてすぐでない、コシノコバイモは 4 月に入ると消えてしまう植物で非常に希少なものです。</p> <p>この地域のこのふくらみの所に、小さな沼があるのですが、沼までささらない矢引地域まで降りてこない辺りまで範囲を含めてください。具体的にどのように出てくるか分かりませんが、建設用の道路がどう入るのか、ヤードがどの辺にできるのか決まってからですと (変更が) 困難になると思いますので。</p> <p>もう一つ、クマタカがこの辺を狩場に使っています。かなりの頻度で出てきます。三瀬の方では (風車を) 2 基か 3 基南にずらしてもらっていますが、この地域もクマタカの狩場になっています。オオタカはもうちょっと下の方に出てくるのですが、この標高のこの地域はクマタカの生息地域になっていますので、これから野鳥の調査をされると思いますが、その辺をきちっと把握されて頻度が多く出た場合には、そこは除外していただければ幸いです。</p> <p>もう一つですが、33 ページに図面がありますが、高館山からこの地域を通過して温海にマイクロウェーブが通っています。三瀬のところ。温海岳にマイクロウェーブの受信所がありますが、これにかからないか。これに (風車の) 羽がかかるとテレビが、緊急時の警察電話から非常電話まで影響が懸念されます。高館山から (送信派が) 出ているので、その辺りは調査されているのか、影響はないのかお聞きします。</p>
JRE	<p>コシノコバイモの調査に関してですが、調査時期については専門家の方にヒアリングしています。その調査時期については十分留意する様にとご指摘いただいておりますので、きちんと見つけられるような調査を行ってまいりたいと思います。また、この辺りに留意するようにと貴重なアドバイスをいただいた</p>

ので、これを踏まえて調査を行ってまいりたいと思います。

林道のルート、ヤードの設置個所についてはまだ具体的なものはまだ決まっていますので、幅広く調査をして、どのようなルートになっても対応できるような形にしたいと考えています。

2番目の猛禽類の調査に関しましても貴重なご指摘をいただきましたので、それを踏まえた調査をしていきたいと思っています。

3番目の電波路ですが、テレビ回線とFM回線につきましては、事前にテレビ局に協議をさせていただいておりまして、ただ風車の配置がまだ決まっていますので、風車をどこに立てるのかによって標高がどうなるのか、ケーブルを避けられるのかどうかということに、大きく関わってきますので、風車の配置や角度が高くなった段階でもう一度協議を開始するという状況になっています。なので、詳細な調査はこれから風車の位置を踏まえてやっていきたいと考えています。

委員 小型哺乳動物についてお聞きします。昨年と今年、鶴岡市で学校にお知らせしたツキノワグマの目撃情報だけで約120件ありました。残念ながら、今年は多かったせいか、一人被害者も出ています。この建設予定地でいうと東側の矢引地域周辺、それから南側の三瀬地区周辺、北側の由良地域周辺、そこは7号線を（熊が）わたる様子がよく見られるのですが、風車を建設した場合に、ツキノワグマの行動に与える影響というのがこれまでの事例で何かわかっていたら教えていただきたい。もし事例が無くて分からない場合は、小型哺乳動物についての行動に与える影響を調査することは可能なのかお伺いしたい。

J R E ツキノワグマとか、最近ですとイノシシなどの獣害のご質問を受けることが多いのですが、まず基本的なところとしまして風力発電事業の場合ですと、図面で示す赤色の枠、区域的には幅広く示してあるのですが、実際の改変としましては既存の林道を拡幅や、作業道を新設するという所がございます。また林道の所にスポット的に風車を設置するというようなところで、そこまで大きな変化を及ぼすような事業ではないと想定しています。これまでの風車の発電事業によって、熊の出現状況等に影響を及ぼしたという事例は耳にしたことはありません。ですが、そういった可能性については影響評価の中で検討してまいりたいと思います。

委員 基本的なことなのですが、対象事業区域の定義が要約書には出てこないのですが、どのような考えで対象事業区域の範囲を設定したのかを明確に記載した方がいいと思うのですが。

J R E 赤い対象事業実施区域なのですが、まだどこをどのように土地の改編を行うかを決まっていなくていいところがございますので、その可能性のある区域を広い範囲

で設定しています。方法書の中にそういった文言がないのでどうかと思われるかと思うのですが。配慮書の時から若干変更している部分がありまして、アクセス道路、搬入路をどこからつけるかというところですが、配慮書時点では気比神社の脇から入るルートだけを想定していたので、そちらを事業区域にしていたのですが、今回気比神社社叢は大事なところだと思いますので、地図上にないようなルート、広く下の方から搬入路の調査をしたいとありましたので、今回方法書では事業区域を広げました。

捕捉しますと、スライドの 10 ページをご覧ください。こちらに工事関係車両の主要な走行ルートを青線で引いてありまして、既存の林道があったりするのですが、原状の幅では通れない所は拡幅する必要があり、拡幅する範囲を広めに設定しています。あとは、風力発電機を持ってきたときに仮置きするヤードが必要になるという所で、現時点で地元との調整がついていないので、範囲を含めて広めに設定しています。

委員 広めにとっているとはありますが、実際のヤードをどこにするのかなどが決まらなないと改編区域は決まらないと思うのですが、どのような考えで広めにとっているのかの説明は必要かと思えます。例えば、調査箇所は対象事業実施区域を配慮しながら決めているものでしょうか、それとは別に項目ごとに必要だという事で選定したという事でしょうか。

J R E まだ計画が初期段階なので、道をここから入っていく、ここにヤードを作るというのが固まっていない状態です。今後の詳細な調査を踏まえて、どこの土地が使えるか、調査後に問題のあった所は使えないので、そういった意味で広く調査をして、事前に使えるところ、使えないところ、使った場合はどんな問題が出るかなど、可能性のあるところを広範囲で設定しています。事業が進んでいく中で実施区域は進んでいくものだと思います。

俵谷会長 他にありますか。
無いようですので、これで事業者からの説明と質疑を終了といたします。事業者の皆様、ありがとうございました。

<リモート切断>

俵谷会長 それでは、事業者から説明と質疑を受けて、この度の風力発電事業に関する環境アセスメントの方法書について、不備な点や指摘すべき事項があれば、ご意見をいただきたいと思えます。
いかがでしょう。

委員 熊の事例はないと言っていたが、熊の目撃情報がでると学校に連絡するんです。そうすると、一斉下校になったり、集団下校したり、部活を停止したりとなります。今年 11 月に入ってから、上郷から三瀬の豊浦に目撃情報が続いて 1 か月近く部活ができなかったようなのですが、この上の部分に人が出入りすると一時的に周辺にもっといっぱい出てくるのではないかと思うのですが、その辺を検討してみると言っていたので、行動に与える影響を調べていただくようお願いしてもらいたい。

事務局 ただ今いただいたご意見につきまして、市の意見として事業者側に伝えられるように配慮させていただきます。

委員 要約書の 74 ページなのですが、中段の「事業実施想定区域には、断層や石炭を含んだ地層が存在するほか、急傾斜地崩落危険区域が含まれている」とありますが、方法書の方に地図上で実際の断層の位置など危険個所を表示してほしい。

事務局 皆様にお配りしているのが、要約書という縮尺版といいますか、要点のみを抜粋したものになります。全文版(詳細版)には記載があったと思います。こちらは市内 5 か所で縦覧できますし、事業者さんのホームページでもご覧いただけますので、ご確認願います。

委員 今回、風車の設置の地図等にはあるのですが、送電ルートなど付帯設備についての説明はどこかに書いてあるのでしょうか。

それからこれだけ環境にストレスを与えたうえで、当地域における経済的な効果はどれくらい見込めるものなのか。

事務局 送電ルートにつきましては、これまで地域住民の皆様に対する説明会の中でもご質問が出ているところです。変電所の位置が矢馳という事で報告を受けておりまして、まずはそこまで基本的には地下埋設で送電線を這わせていく。一部で国道の上を通る、河川をまたぐ所は電柱をたてて電線を這わせていくというような話を聞いております。ただ、送電線のルートについてはまだ検討段階という事で説明があったところでございます。

また、経済効果についてですが、市に対する直接的な経済効果としては固定資産税が一番大きいのではと思います。また三瀬、八森山で建設中ですが、林業振興や、地域の祭りに事業者さんが参加して地域が活性化するという事もあります。また、風力発電につきましては、近くに管理事務所が設けられることになりまして、そちらに地元の方が採用されて今酒田の事業所でお仕事をされているという事で、雇用の面でも経済効果があるのではと思います。

<p>俵谷会長</p> <p>佐藤課長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>無いようなので、これをもって環境影響評価方法書に関する協議を終わりたいと思います。</p> <p>本日の意見交換はここまでとさせていただきますが、県への意見提出まで期間があるそうですので、改めてご意見のある方は、本日追加でお配りしております「意見書」にご記入のうえ事務局へ1月15日（金）まで提出いただければと思います。</p> <p>それでは、これもちまして全ての協議を終了し、進行を事務局にお返しします。</p> <p>俵谷会長、ありがとうございました。</p>
<p>【4. その他】</p> <p>佐藤課長</p>	<p>続きまして、「4.その他」でございますが、事務局からはございませんが、委員の皆様から何かございますか。</p> <p>無いようですので、以上をもちまして、「令和2年度第2回鶴岡市環境審議会」を終了させていただきます。</p>
<p>【6. 閉会】</p> <p>佐藤課長</p>	<p>本日は、お忙しいところご協議いただき誠にありがとうございました。</p>